

再生資源分別等業務仕様書

この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）が発注する再生資源分別等業務に適用する。

1 委託業務名 再生資源分別等業務

2 履行場所

（１）甲の施設 西伯郡伯耆町口別所 6 3 0 番地 鳥取県西部広域行政管理組合
リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）

（２）受託者（以下「乙」という。）が準備する資源物選別施設

（３）甲が指定する再生用有価物の保管場所（以下「保管倉庫」という。）

（４）甲の関係市町村である米子市が古紙類を搬入する工場（以下「指定搬入工場」という。）で下記に掲げる場所

ア 米子市大篠津町 3 3 3 1 番地	（有）海老田金属 第三工場
イ 米子市上福原 1 3 2 9 番地 1 3	（有）海老田金属 本社工場
ウ 米子市夜見町 3 0 8 8 番地	（有）大成商事
エ 米子市陰田町 3 3 0 番地 1	（株）ミムラ 米子事業所

3 業務委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 委託業務の履行

乙は、委託業務の処理にあたっては、この業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し、リサイクルプラザ及び指定搬入工場の運転管理に支障を及ぼさないよう、委託業務を円滑かつ適正に履行しなければならない。

また、乙は委託業務の履行にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

5 委託業務の内容

委託業務の内容は、下記の各号に掲げる業務とし、各業務の処理方法の詳細については別紙「業務詳細手順書」による。

- （１）ペットボトル選別等業務
- （２）銅選別等業務
- （３）アルミ缶・スチール缶運搬等業務
- （４）ガラスカレット運搬等業務
- （５）金属資源物（破碎鉄・破碎アルミ）選別等業務

- (6) リサイクルプラザ内古紙選別等業務
- (7) 指定搬入工場内古紙選別等業務
- (8) 生きびん選別等業務
- (9) 施設・設備等の清掃及び点検等業務
- (10) 回収資源物の搬出作業等業務
- (11) 可燃ごみ運搬業務
- (12) (1) 号から (11) 号までに掲げる業務に付帯する業務

6 業務処理時間等

(1) リサイクルプラザ、保管倉庫及び資源物選別施設での業務処理

原則としてリサイクルプラザの稼働日（土曜日、日曜日、国民の祝日、及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日をいう。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、ごみの搬入量の変動等必要がある場合については、甲との事前協議によりリサイクルプラザ稼働日以外及び時間外においても業務を処理する。

(2) 指定搬入工場での業務処理

古紙の搬入に係る部分については、原則として米子市が指定搬入工場に古紙類を搬入する日（下記の指定搬入工場の搬入日をいう。以下、「搬入日」という。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

また、古紙類の選別・梱包等作業については、乙と指定搬入工場の業者側との事前協議により決定した作業手順・作業時間等の処理体制に基づき、甲との事前協議により指定搬入工場の搬入日以外及び時間外においても業務を処理する。

(3) 指定搬入工場の搬入日

ア	海老田金属 第三工場	毎月の第1週及び第3週の水曜日及び金曜日
イ	海老田金属 本社工場	毎月の第1週から第4週の火曜日及び水曜日
ウ	大成商事	毎月の第1週から第4週の水曜日、毎月の第1週及び第3週の金曜日
エ	ミムラ米子事業所	毎月の第1週及び第3週の火曜日、毎月の第2週及び第4週の水曜日及び金曜日

7 人員配置・資格等

乙は、委託業務の処理にあたり、必要な有資格者等を含め委託業務に従事する者として、次の職員を配置すること。

(1) 人員配置

乙は、委託業務を適正に履行するために必要な数の職員を配置しなければならない。

(2) 監督責任者の選任

乙は、前号の職員のうちから、委託業務の処理に関する監督責任者を選任しなければならない。監督責任者は、リサイクルプラザに常駐するとともに、委託業務の処理に関し権限を持つ者とする。

(3) 業務従事者の資格等

乙は、委託業務の処理にあたり必要となる資格の保有者を、次のとおり配置しなければならない。

ア 中型免許資格者若しくは中型車（8 t）が運転可能な普通免許資格者（2名以上）

イ フォークリフト運転技能講習資格者（2名以上）

ウ ショベルローダー等運転技能講習資格者（1名以上）

エ 車両系建設機械運転技能講習資格者（1名以上）

オ クレーンの運転の業務に係る特別教育終了資格者（1名以上）

カ 玉掛け技能講習終了資格者（1名以上）

なお、資格者については複合資格者を認めるものとする。

8 提出書類等

(1) 業務着手時に提出する書類

乙は、委託業務の着手にあたり、次に掲げる書類を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。また、内容の変更等があった場合には、速やかに変更届を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

ア 委託業務着手届

イ 監督責任者選任届

ウ 資格者名簿（各資格免許の写しを添付）

エ その他、甲が必要と認めるもの

(2) 業務報告書等

乙は、委託業務の処理実績等を明らかにするため、次に掲げる報告書等を作成し、甲に提出しなければならない。

ア 業務日報

イ 委託業務完了報告書（毎月分）

ウ その他、甲が必要と認めるもの

(3) 委託業務の完了届

乙は、委託業務が完了したときは、甲に委託業務完了届を提出しなければならない。

9 従事者の交代等

(1) 従事者の交代

乙は、委託業務に従事する職員を交代させようとする場合は、甲にその旨を申し出なければならない。この場合、新しい従事者には委託業務処理にあたり必要な初任者研修を実施するとともに、十分な引継ぎ期間を確保すること。

(2) 有資格者の確保

乙は、委託業務に従事する職員を交代させる場合、この仕様書に定める有資格者の人数を常に満たしていなければならない。

1 0 指定搬入工場での委託処理条件

乙は、指定搬入工場において委託業務を処理するにあたり、乙の責任において次の条件を整えて、委託業務の処理を行わなければならない。

(1) 事前協議等

乙は、指定搬入工場において委託業務を処理するにあたり、指定搬入工場の業者側と古紙類の受入れ方法・受入れ場所・作業方法・作業時間等の事前協議を行い、適切に業務が処理できるようにすること。

(2) 処理体制の整備等

乙は、古紙類の分別・梱包等の作業に必要な機材の確保等について、指定搬入工場の業者側と事前に協議を行い、適切に業務が処理できるようにすること。

(3) 指定搬入工場における管理責任等

乙は、指定搬入工場での委託業務の処理にあたり、指定搬入工場の業者側に損害を与えた場合、その責任を負うものとする。

1 1 貸与物件及び貸与施設設備等

乙がリサイクルプラザ及び保管倉庫において委託業務を処理するにあたり必要な物件及び施設設備等のうち、次に掲げるものについては、契約期間中は甲が乙に無償で使用させるものとする。ただし、甲の都合により使用させる物件及び施設設備等を変更することがある。また、使用上の管理不足及び毀損、紛失、盗難等による被害の弁償は乙の負担とする。

なお、乙は契約期間が満了した場合、甲から使用を認められた物件及び施設整備等について、速やかに原形に復して返還しなければならない。

(1) 貸与物件

委託業務の処理に当たり、甲が乙に貸与する物件は次のとおりとする。

ア	フォークリフト	2 台
イ	ショベルローダー	1 台
ウ	クランプリフト	1 台
エ	4 トンアームロール車	1 台

オ 4トンオープンコンテナ 3台

(2) 施設設備等

委託業務の処理にあたり、甲が乙に使用させる施設設備等は次のとおりとする。
ただし、他の委託業務従事者と調整して使用すること。

ア ペットボトル処理棟の従業員休憩室

イ スtockヤード棟の従業員休憩室及び便所

ウ 工場棟の食堂、作業員控室、更衣室、便所

(3) その他

その他、甲、乙協議して定めた施設設備及び物件等

1.2 乙の準備物件等及び回収資源物の品質保持基準

(1) リサイクルプラザでの準備物件等

乙は、リサイクルプラザでの委託業務の処理にあたり、次の物件等を準備しなければならない。

ア 古紙類処理用クランプリフト

リサイクルプラザストックヤード棟において、梱包された古紙類の移動及び保管・積込等に使用するクランプリフトを確保すること。

イ 資源物運搬用パレット

リサイクルプラザで回収された資源物のうち、ペットボトル、スチール缶プレス、アルミ缶プレス、生きびんを運搬するためのパレットについて、委託業務の処理に必要な数だけ確保すること。

ウ 生きびん（リターナブルびん）の収納容器

ビール収納ケース、ジュース収納ケースについて、委託業務の処理に必要な数だけ確保すること。

エ 資源物収納用フレコンパック

リサイクルプラザで回収された資源物のうち銅（鉄付き）及び破碎アルミを収納するためのフレコンパックについて、委託業務の処理に必要な数だけ確保すること。

オ 資源物選別用スペース

リサイクルプラザで回収された資源物のうち、破碎アルミの資源物の中から不適物を除去し選別するスペースをリサイクルプラザ近隣に準備すること。

(2) 指定搬入工場での準備物件等

乙は、指定搬入工場での古紙類の処理にあたり必要となる資機材について、指定搬入工場の業者側と事前に調整を行い、必要な資機材を確保すること。

(3) 回収資源物の品質保持基準

乙は、委託業務の処理にあたり、次に掲げる各回収資源物の品質について、下

記に掲げる品質基準を保持するよう努めなければならない。

ア 新聞紙

種類：新聞紙及び新聞折込の広告のみ

不適物：紐、ナイロン、雑誌、ダンボール、ダイレクトメール、金属類、プラスチック類、CD等が含まれないこと

イ 雑誌

種類：雑誌類、本、教材本等

不適物：紐、ナイロン、カーボン紙、アルバム、ダンボール、新聞、ティッシュボックス、金属類、プラスチック類、CD等が含まれないこと

ウ ダンボール

種類：ダンボール、ティッシュボックス等のダンボール製品

不適物：ナイロン、木、表面をロウで加工したダンボール、雑誌、新聞、プラスチック類が含まれないこと

エ 牛乳パック

種類：牛乳、ジュース類等の開放した紙パック

不適物：紐、ナイロン、内面加工に銀紙を使用したもの、ダンボール、雑誌、注ぎ口にプラスチックがあるもの等が含まれないこと

オ 破砕鉄

種類：磁石に反応する鉄のみ

不適物：ビニール系、プラスチック系、布類、紙類、銅線類、電池等が含まれないこと

カ 破砕アルミ

種類：アルミガラ、真鍮、銅、その他非鉄金属

不適物：ナイロン、プラスチック、布等が含まれないこと

キ ペットボトル

種類：素材がポリエチレンテレフタレート製のペットボトルのみ

不適物：ナイロン、ラベル、キャップ、汚れたもの、他のプラスチック、他の素材容器等が含まれないこと（平成18年環境省令第35号に規定される分別基準に適合するもの）

1.3 経費の負担区分及び支給品

乙が、委託業務を処理するにあたり、発生する経費の負担区分及び甲の支給品は、次のとおりとする。

(1) 甲が負担する費用

ア 貸与物件（作業用特殊車両・運搬車両）に係る公課費、保険料（任意保険料除く）、特定自主検査等の点検費用等及び経年変化による補修費

- イ 委託業務で使用する甲の施設・設備（貸与設備等）に係る光熱水費等
- (2) 乙が負担する費用
 - ア 委託業務の処理に必要となる電話・FAX等の設置費及び通信費
 - イ 貸与物件（作業用特殊車両・運搬車両）に係る燃料費等の維持管理経費及び経年変化によらない補修費、任意保険料
 - ウ 古紙梱包装置の梱包用消耗品
 - エ 指定搬入工場内古紙選別等業務の処理にあたり必要となる経費
 - オ ペットボトル処理業務に係る消耗品（結束用PPバンド、ストレッチラップ）
 - カ 委託業務の処理に必要となる機材・備品・消耗品等の経費

1.4 その他の条件

- (1) 職員の事前研修等について

甲が必要と認めた場合、契約の履行期間前でも乙の職員に対し、委託業務の処理に必要な機械操作等の研修をさせることができる。
- (2) 委託業務の処理に係る条件
 - ア 指定搬入工場に搬入される古紙類の処理業務については、甲の承諾を得た場合は再委託をすることができる。
ただし、再委託にあたっては、乙が各指定搬入工場の各業者と委託条件を整備すること。
 - イ リサイクルプラザで回収された資源物の計量及びその搬出作業については、午前8時30分から午後4時30分の間に行うこと。
- (3) 委託業務の処理状況の検査等

甲は、回収資源物の品質基準の確保を図る観点から、定期又は随時に回収資源物の品質検査を行うことがある。
その結果、この仕様書で定める回収資源物の品質基準に満たないと判断した場合は、委託料の減額等を行うことがある。

1.5 遵守事項

- (1) 安全対策等に関する遵守事項

乙は、委託業務の処理にあたる従事者の安全対策等に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

 - ア 法令等の遵守

乙は委託業務の処理にあたり、労働安全衛生法関係法令等を遵守し、作業の安全を第一義として、常に安全衛生管理及び事故の未然防止のために必要な措置を講じて、労働災害の発生防止に努めなければならない。
 - イ 作業にあたっての安全の確保

乙は、委託業務の処理にあたり、労働災害を防止するため、作業員に安全衛生教育を実施し、使用する設備・機材等に関する適切な操作方法及び危険性等を十分に理解させるとともに、特に危険と判断される作業の実施にあたっては、必要な保安対策を行い、適切な作業方法の選択及び職員の配置割当を行い、危険防止に努めなければならない。

ウ 障害等発生時の対応

乙は、委託業務の処理にあたり、安全管理上の障害が発生した場合は、直ちにその対策を講じるとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

エ 会議等への出席

乙は、甲が行う安全対策等の会議等に出席を求められた場合は、参加しなければならない。

(2) 労務管理に関する遵守事項

乙は、委託業務の従事者の労務管理に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 法令等の遵守

従事者の勤務については、労働基準法等の労働関係法令等を遵守すること。

イ 服装等

乙は、委託業務の処理に当たり、業務の従事者には、乙が指定する作業服、名札等を着用させ、作業内容に応じてヘルメット・安全靴等の保護具を着用させなければならない。

ウ 従事者の適正

乙は、委託業務を処理するうえで不適当と認められる従事者のあるときは、当該従事者を交代させること。

エ 従事者の教育等

乙は、委託業務の適正な処理を行うため、従事者に必要な指導・教育・訓練等を行うこと。

オ 従事者の労務管理

乙は、委託業務の従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

(3) その他の一般的な遵守事項

乙は、委託業務の処理にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 事故等の報告

乙は、委託業務の処理にあたり、事故又はその他の不測の事態が生じた場合は、適切な措置を講ずるとともに、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

イ 故障等の報告

乙は、委託業務の処理にあたり、甲の施設・設備等の故障等を発見した場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

ウ 光熱水費等の有効な利用

乙は、委託業務の処理にあたり、甲が支給する電気、ガス、水道その他の支給品の使用にあたっては、できるだけ有効に使用し、経費の削減に努めること。

エ 施設設備・物件等の使用

乙は、委託業務の処理にあたり、甲が提供した施設設備・物件等の取り扱いについては、丁寧に行い、その適切な維持管理に努めること。

オ 見学者等の対応

乙は、リサイクルプラザの施設見学者等があった場合、その視察対応等について協力しなければならない。

カ 清掃等

乙は、委託業務場所を清掃し、常に清潔に保つとともに整理整頓を行うこと。

キ 火気の使用制限

乙は、甲の指定する以外の場所で、火気を使用しないこと。

再生資源分別等業務詳細手順書

1 ペットボトル選別等業務

(1) 受入ホッパーへの投入

乙は、各構成市町村等からリサイクルプラザペットボトル処理棟（以下、「ペットボトル処理棟」という。）に搬入・荷降ろしをされたペットボトルを、甲が貸与したショベルローダーを用いて、ペットボトル選別ラインの受入ホッパーに投入する。

(2) ペットボトル選別ラインの操作等

乙は、ペットボトル選別ラインの制御盤及び減容梱包機制御盤を操作し、処理ラインの起動・運転・停止等の操作を行うとともに、次の各業務を行う。

ア 乙は、不適物選別コンベヤ上で、ペットボトルを収納容器（ビニール袋）から出すとともに、収納容器の除去を行う。

イ 乙は、不適物選別コンベヤ上で、収納容器から出されたペットボトルに付いている不適物（キャップ・ラベル等）及び汚損したペットボトルを除去する。

ウ 乙は、ペットボトル選別装置上でペットボトル以外のボトル等の不適物を除去する。

(3) ペットボトル梱包品の処理等

乙は、ペットボトル減容梱包機から自動的に送り出された梱包品を、次のとおり処理する。

ア 乙は、減容梱包機から送り出されたペットボトル梱包品を、乙が事前に準備しておいた運搬用パレットの上に手作業で積み込む。

イ 乙は、一定の数量がパレット上に積載されたと判断したら、荷崩れ防止用のストレッチラップで梱包品を梱包する。

ウ 乙は、梱包し終わったパレットの保管及びその管理を行う。

(4) その他の業務

ア 除去した不適物の処理

乙は、不適物選別コンベヤ上及びペットボトル選別装置上で除去した不適物を袋に入れて取り纏め、甲の指示により処理を行う。

イ 収納容器の処理

乙は、不適物選別コンベヤ上で処理した収納容器（ビニール袋）を袋に入れて取り纏めておき、これをプラスチック類再資源化業務の搬出時に合わせて搬出する。

ウ 結束バンド（PP バンド）の交換

乙は、結束バンドが無くなったら交換を行う。

エ 不具合対応

バンド送り不良等の簡易なトラブル対応を行う。

2 銅選別等業務

(1) 銅選別業務

乙は、工場棟銅選別コンベヤ上で、破砕物磁選機から出てきた破砕鉄等の中から銅が含まれる破砕鉄品及びその他の不適物を選別し、除去する。

(2) 除去した物の処理

乙は、銅選別コンベヤ上で除去したものについて、次のとおり処理する。

ア 銅（鉄付き）の処理

乙は、除去した銅（鉄付き）を、銅選別コンベヤ横に設けられたシュートに投入する。

イ 不適物の処理

乙は、銅選別コンベヤ上で回収した不適物を取り纏めておき、回収作業終了後、不燃物貯留バンカーの点検口から同バンカー内に投入する。

(3) 回収した銅（鉄付き）の処理

乙は、上記のシュートの出口部分に回収のための箱を設置し、適宜この箱から銅（鉄付き）を回収し、乙が準備したフレコンバッグに入れる。このフレコンバッグの中から鉄及び銅を選別し、甲が貸与したフォークリフトを用いて、甲が指定する再生用有価物の保管場所（以下「保管倉庫」という。）に搬出する。

3 アルミ缶・スチール缶処理等業務

(1) 缶プレス品の回収業務

乙は、工場棟の金属圧縮機室において自動運転されている、鉄用金属圧縮機及びアルミ用金属圧縮機から自動的に送り出された鉄・アルミの缶プレス品を、そこに設置されている搬出用ホイストクレーンを用いて、乙が事前に準備しておいた運搬用パレットの上に積み込む。

(2) 回収した缶プレス品の処理

乙は、缶プレス品を積み込んだパレットの保管及びその管理を行う。

4 ガラスカレット運搬等業務

(1) コンテナの設置

乙は、工場棟のびん貯留スペース内に甲が貸与した 4 トンオープンコンテナを、甲が貸与した 4 トンアームロール車を使用して、所定の場所に設置する。

(2) コンテナの搬出

乙は、コンテナ中のガラスカレットが適正な量になったと判断したら、資源ごみ処理ラインの停止中に、甲が貸与した 4 トンアームロール車を使用して、びん貯留

スペースからコンテナを引き出す。

(3) ガラスカレットの保管

乙は、引き出したコンテナを 4 トンアームロール車の荷台に積載したら、ストックヤードに運搬する。

(4) コンテナの再設置

乙は、ストックヤードにガラスカレットの積み降ろしが終了したら、直ちに再度コンテナを 4 トンアームロール車の荷台に載せ、びん貯留スペース内に再度コンテナを設置する。

5 金属資源物（破碎鉄・破碎アルミ）選別等業務

(1) 破碎鉄・破碎アルミの積込

乙は、鉄貯留バンカー及びアルミ貯留バンカーが適正な量になったと判断したら、該当するバンカーの下に甲が準備した 4 トンアームロール車を乗り入れ、現場の操作盤を操作して貯留バンカーの開口部分を開き、バンカー内の金属資源物を運搬車両に積み込む。

(2) 破碎鉄の保管等

乙は、運搬車両に積載した破碎鉄を保管倉庫に搬出する。

(3) 破碎アルミの不適物除去作業

乙は、運搬車両に積載した破碎アルミを乙が準備する資源物選別施設まで運搬し、同施設において荷下ろしを行ったうえで、破碎アルミに含まれる不適物を除去し、アルミガラ、銅、真鍮、その他非鉄金属に選別する。

(4) 破碎アルミの保管倉庫への搬入等

乙は、破碎アルミの不適物除去後、破碎アルミを乙が準備するフレコンバッグに入れ、保管する。

なお、破碎アルミから除去された不適物については、リサイクルプラザに持ち込むこと。

6 リサイクルプラザ内古紙選別等業務

(1) 古紙類の荷降ろし等の指示

乙は、各構成市町村からリサイクルプラザのストックヤード棟（以下、「ストックヤード棟」という。）に搬入された古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・その他紙製容器包装・牛乳パックの 5 種類）を、古紙類の種類ごとに搬入車両に対し荷降ろし場所を指示し、荷降ろしをさせる。また、荷降ろしをした古紙類を、甲が貸与したショベルローダーを使用し、場内に整理しておくこと。

(2) 紐切り及び選別作業

乙は、荷降ろしされた古紙類について、ダンボールを除く古紙類の紐を除去する

とともに、古紙類の中に含まれる不適物（金属・プラスチック・皮革等）の除去作業を行うこと。

（３）古紙梱包作業

乙は、紐及び不適物等を除去した古紙類について、古紙類の種類ごとに甲が貸与したショベルローダーを使用して、古紙梱包装置の供給コンベヤに投入し、古紙梱包装置を操作して、古紙の梱包作業を行うこと。なお、古紙梱包装置の梱包用消耗品（結束用の番線等）の補給作業も行うこと。

（４）古紙の保管作業

乙は、古紙梱包装置で梱包され、同装置から自動的に送り出された古紙の梱包品を、クランプリフトを使用して、ストックヤード棟内の保管場所に積上げ、保管する。

（５）その他の業務

ア 除去した紐等の処理

乙は、古紙類の選別作業で除去した紐類については、ビニール袋に入れて取り纏めておき、これをプラスチック類再資源化業務の搬出時に合わせて搬出する。

イ 除去した不適物等の処理

乙は、古紙類の選別作業で除去した不適物等をビニール袋に取り纏め、不燃物は工場棟不燃物ピット内に投入し、可燃物は業務内で処理すること。

７ 指定搬入工場内古紙選別等業務

（１）古紙類の荷降ろし等の指示

乙は、米子市から各指定搬入工場に搬入された古紙類（新聞・雑誌・ダンボールの３種類）について、事前に指定搬入工場の業者側と協議した所定の場所に、古紙類の種類ごとに搬入車両に対し荷降ろし場所を指示し、荷降ろしをさせる。

（２）紐切り及び選別作業

乙は、荷降ろしされた古紙類について、ダンボールを除く古紙類の紐を除去するとともに、古紙類に混入する不適物（金属・プラスチック・皮革等）の除去作業を行うこと。

（３）古紙梱包作業

乙は、紐及び不適物を除去した古紙類について、古紙類の種類ごとに指定搬入工場の資機材（古紙梱包装置、タイヤショベル・消耗品等）を使用して、古紙を梱包すること。また、梱包品について、指定搬入工場の業者と事前に協議した保管場所まで運搬すること。

（４）その他業務

乙は、古紙類の選別業務で除去した紐、不適物等については、乙の責任により適切に処分を行うこと。

8 生きびん選別等業務

(1) 保管容器の準備

乙は、事前にビール・ジュース類の生きびん（リターナブルびん）の収納容器を準備し、これをストックヤード棟に持ち込んでおくものとする。

(2) 積み降ろし及び選別等

乙は、各構成市町村から搬入された生きびん類を、搬入委託業者に指示して、その種類ごとに各収納容器に収納させる。このとき、乙は搬入された生きびんの種類・本数を記録し、この書類を甲に提出しなければならない。また、搬入された生きびんの中に、破損等により再利用が不可能なビン類について、これを除去し、除去したビン類については、色別に区分し、ガラスカレットの中に入れるものとする。

(3) 保管

乙は、収納容器に入れられた生きびんを保管倉庫に保管するものとする。

9 施設・設備等の清掃及び点検等業務

(1) 施設・設備等の点検作業

乙は、甲が貸与した車両について、月次点検及び日次点検と清掃を行うとともに、必要に応じ給油作業を行う。なお、各点検簿を1月ごとに纏めて甲に提出すること。点検の中で異常を発見した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

(2) 施設・設備等の点検等作業

乙は、ペットボトル処理棟及びストックヤード棟の設備点検を行うとともに、点検の中で異常を発見した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

ペットボトル減容梱包機加圧板上部のボルトの増し締め及び、ペットボトル供給コンベヤの主務チェーン、エプロンパンのヒンジ及び減速機の駆動チェーンの給油を適時行い、減容梱包機投入コンベヤの給脂も適時行うこと。

(3) 清掃等業務

乙は、甲が貸与した場所並びに委託業務の実施場所の整理整頓、清掃を行うこと。

10 回収資源物の搬出作業等業務

乙は、リサイクルプラザで回収された資源物のうち、ペットボトル、プラスチック類及び古紙類について、出荷時に甲が貸与したフォークリフトその他の車両を使用して、回収資源物の出荷時に運搬車両への積み込み作業を行うこと。

11 その他の業務

(1) ガラスカレットの運搬車両への積み込み業務

ガラスカレットの再商品化を行うため、ガラスカレットを甲が委託業者に搬出す

る場合、乙は、甲が貸与した車両を使用して、ストックヤードにおいて、運搬車両に積込み作業を行うこと。

(2) 場内除雪業務

冬季において、場内に積雪がある時は、乙は、甲が貸与した車両を使用して除雪を行うこと。

(3) 乾電池搬出用ドラム缶運搬業務

不燃ごみ不適物選別装置付近及び鉄バンカー付近に設置された乾電池搬出用のドラム缶が満杯となった場合は、乙は、甲が貸与したフォークリフトを使用し、甲が指定する場所へ当該ドラム缶を運搬するとともに、代替のドラム缶を所定の位置に設置すること。

(4) 可燃ごみ運搬業務

乙は、資源ごみ処理ライン、不燃・不燃粗大ごみ処理ライン及びペットボトル選別ラインで処理不適物として除去された可燃物並びにリサイクルプラザで発生した可燃ごみを、4トンアームロール車を用いて、南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンターへ運搬を行うこと。